

下 介 第 2 2 4 号
平成 2 5 年 2 月 1 4 日

各指定（介護予防）訪問介護事業所
各指定（介護予防）訪問入浴介護事業所
各指定（介護予防）訪問看護事業所
各指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所
各指定（介護予防）通所介護事業所
各指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
各指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
各指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
各指定（介護予防）福祉用具貸与事業所
各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定夜間対応型訪問介護事業所
各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
各指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
各指定地域密着型介護老人福祉施設
各指定介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各指定介護療養型医療施設

管理者 様

下関市福祉部
部長 砂原 雅夫
(公 印 省 略)

介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例の制定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険サービスの事業及び施設（指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業を除く。）の基準等につきましては、これまで国が一律に定めておりましたが、地域主権改革の一環として、これらについては都道府県又は市町村の条例により定めるよう介護保険法が改正されました。

その法改正を受け、下関市では所要の条例の整備を行い、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行いたします。

(裏 面 へ)

(裏 面)

当該条例並びにその内容及び運用について、下記のとおり下関市ホームページに掲載しておりますので、貴事業所及び施設の運営に当たっては、内容ご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 掲載場所

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ 事業者の方へ

→ 保健・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例について

2. 留意事項

(1) 介護報酬の算定基準については、従前どおり国により一律に規定されま
す。

(2) 運営規程・重要事項説明書等に介護保険サービスの事業及び施設の基準
を定めた厚生労働省令を記載している場合、平成25年4月1日以降、そ
の変更が必要となります。

運営規程を変更した場合には指定事項等変更届の提出が必要ですのでご
留意ください。

[例]

運営規程に

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成
11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し」

とある場合、

「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成24年条例第70号）に定める内容を遵守し」
と変更する。

以上

下関市福祉部介護保険課給付係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743